令和7年1月22日

**東京都カスタマー・ハラスメント防止条例　施行　近づく**

　令和6年10月に制定されました全国に先駆けました「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が令和7年4月1日より施行されます。

　経営者のみならず、従業員の皆様にも周知が必要かと考え、

[東京都カスタマー・ハラスメント防止条例|雇用就業|東京都産業労働局](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/basic/koyou/kasuharajourei)

　のHPを資料として掲載いたします。

※なお、指針（ガイドライン）も策定されております。

[kasuharashishin0612.pdf](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharashishin0612.pdf)

ご参照ください。

問合せは「東京都産業労働局　雇用就業部　労働環境課」まで

電話：０３－５３２０－４６４７

（広報部：佐久間克文）